

令和6年度 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

令和6年度に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、工事数量の確定(精算)等によるものです。

令和6年度に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和7年度以降に残ったこと、修繕事業や特定更新等工事では工程の見直し等で機構への帰属を令和7年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

| | 道路名(区間名) | 債務引受 限度額 (計画) (A) | 債務引受額 (実績) | | | (D)-(A) | 債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント |
|------------------|--|----------------------------|--------------------|--------------|------------------|-----------|--|
| | | | 令和5年度 まで (B) | 令和6年度 (C) | 計 (D)=(B)+(C) | | |
| 西日本 高速道路 ㈱ | 山陰自動車道鳥取益田線 出雲IC改築事業 | 1,948 | 0 | 1,823 | 1,823 | △ 124 | ・差額は、残事業に要する費用。 |
| | 一般国道10号(隼人道路) 隼人東IC～加治木JCT改築事業 | 32,283 | 3,094 | 510 | 3,604 | △ 28,678 | ・差額は、隼人道路(隼人東～隼人西)の整備に要する費用。 ・令和6年度の債務引受額は、隼人道路(隼人西～加治木)の整備に要した費用。 |
| | 一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路)) 佐々IC～佐世保大塔IC改築事業 | 137,638 | 0 | 85,927 | 85,927 | △ 51,710 | ・差額は、佐世保道路(佐世保中央～佐世保大塔)の整備に要する費用。 ・令和6年度の債務引受額は、佐世保道路(佐々～佐世保中央)の整備に要した費用。 |
| | 四国縦貫自動車道 東温スマートIC改築事業 | 3,051 | 2,918 | 82 | 3,001 | △ 50 | ・差額は、工事数量の確定等による減。 |
| | 九州縦貫自動車道鹿児島線 小郡鳥栖南スマートIC改築事業 | 5,808 | 0 | 5,546 | 5,546 | △ 261 | ・差額は、工事数量の確定等による減。 |
| | 一般国道201号(八木山バイパス) 篠栗IC～筑穂IC改築事業 | 8,255 | 0 | 7,978 | 7,978 | △ 276 | ・差額は、残事業に要する費用。 |
| | 中央自動車道西宮線等 令和6年度修繕事業 | 508,059 | — | 161,510 | 161,510 | △ 346,548 | ・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。 |
| | 中央自動車道西宮線等 災害復旧事業 | 136,739 | 87,183 | 7,542 | 94,725 | △ 42,014 | ・差額は、令和7年度以降の災害対応に要する費用。 |
| | 中央自動車道西宮線等 令和6年度特定更新等工事 | 481,495 | — | 183,053 | 183,053 | △ 298,441 | ・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。 |

注1) 令和6年度に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めすべて記載している。なお、灰色着色行は、令和6年度に完了している新設・改築事業である。

注2) 端数処理の関係上、計が合わないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和6年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和5年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和6年度までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和5年度までの債務引受額(実績)を控除している額である。